

奈良県訓令第十号

地域振興部観光局

くらし創造部

保 健 所

環境衛生監視員に関する規程（昭和二十六年十二月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

令達先及び第二条中「地域振興部観光局」を「文化・教育・くらし創造部」に、「くらし創造部」を「産業・観光・雇用振興部観光局」に改める。